

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 参照条文

○電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年五月二十三日法律第二十四号）（抄）

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 （略）

二 第一条中電気通信事業法の目次の改正規定（「第五十一条」を「第四十九条」に、「第二款 端末設

備の接続等（第五十二条―第七十三条）」を

「第二款 電気通信番号（第五十条―第五十一条）」

第三款 端末設備の接続等（第五十二条―第七十三条）」

に改める部分に限る。）、同法第十五条の改正規定、同法第十八条第三項を削る改正規定、同法第二十六條の三の次に二條を加える改正規定、同法第二十九條第二項第二號の改正規定、同法第三十三條の次に一條を加える改正規定、同法第三十四條の次に一條を加える改正規定、同法第二章第四節第二款を同節第三款とする改正規定、同法第四十九條の次に款名を付する改正規定、同法第五十條の改正規定、同條の次に十一條を加える改正規定、同法第五十一條の改正規定、同法第六十一條第一項の改正規定、同法第六十四條第二項第二號及び第三號の改正規定、同法第六十五條第二項ただし書の改正規定、同法第六十九條第二號及び第四號の改正規定、同法第七十條の改正規定、同法第八十六條に二號を加える改正規定、同法第八十八條第一號の改正規定並びに同法第九十三條第一號の改正規定並びに附則第三條及び第七條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める

日